



# 鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)  
号外第27号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（市町村振興課）……………	4
	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）……………	11
	鳥取県市町村長等の事務引継規則の一部を改正する規則（市町村振興課）……………	12
	とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則（公園都市政策課）……………	13
	鳥取県統計調査条例施行規則（統計課）……………	13

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則

1 趣旨（第1条関係）

この規則は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定に基づき、鳥取県知事の権限に属する事務のうち市町村等が処理する事務の範囲を定めるものとする事とした。

2 市町村等が処理する事務の範囲（第2条関係）

市町村等が処理する事務は、次のとおりとする事とした。

- (1) 鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則に基づく申請書の受理等
- (2) 鳥取県統計調査条例施行規則に基づく人口移動調査の調査票の記入等
- (3) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則に基づく保護者承認申請書の受理等
- (4) 鳥取県立自然公園条例施行規則に基づく申請書の受理等
- (5) 鳥取県自然環境保全条例施行規則に基づく申請書の受理等
- (6) 森林病虫害等防除法施行細則に基づく届出の受理等
- (7) 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則に基づく優良住宅認定申請書の受理等
- (8) 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則に基づく優良宅地認定申請書の受理等

3 施行期日等

- (1) この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。
- (2) 次の規則は、廃止することとした。
  - ア 市町村長に対する事務の委任に関する規則
  - イ 広域連合の長に対する事務の委任に関する規則
  - ウ 鳥取県婦人更生資金貸付規則
  - エ 鳥取県福祉生奨学金貸与規則
  - オ 鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則

- カ 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則
  - キ 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
  - ク 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業に係る事務の委任に関する規則
  - ケ 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業に係る事務の委任に関する規則
  - コ 超短期重課税制度に係る良質住宅の認定に関する規則
- (3) 鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の廃止に伴い所要の経過措置を講ずることとした。
- (4) 次の規則について、所要の規定の整備を行うこととした。
- ア 鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則
  - イ 社会福祉事業法施行細則
  - ウ 災害救助法施行細則
  - エ 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則
  - オ 鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規則
  - カ 鳥取県児童福祉法施行細則
  - キ 鳥取県公害防止条例施行規則
  - ク 鳥取県自然環境保全条例施行規則
  - ケ 鳥取県景観形成条例施行規則
  - コ 鳥取県立自然公園条例施行規則
  - サ 鳥取県化製場等に関する法律施行細則
  - シ 主要農作物種子法施行細則
  - ス 森林病虫害等防除法施行細則
  - セ 土地譲渡益重課税制度、超短期重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則
  - ソ 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則

◇鳥取県市町村長等の事務引継規則の一部を改正する規則

- 1 事務引継日時等及び事務引継の完了に係る知事への報告の義務を廃止することとした。(第8条、第11条関係)
- 2 事務引継の際の立会いに関する規定を削除することとした。(第7条、第9条関係)
- 3 事務引継書の様式を削除することとした。(第2条、別記様式関係)
- 4 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

- 1 とっとり県民の日並びに9月の第2土曜日及びその翌日(以下「県民の日等」という。)に使用料を徴収しない施設に東郷湖カヌーセンター(カヌー艇庫を除く。)、県営米子屋内プール及び県立武道館を加えることとした。
- 2 県民の日等に使用料を徴収しない施設から、県立健康増進センター、県営鳥取武道館、県営米子武道館及び県営倉吉武道館を除くこととした。
- 3 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。ただし、県立武道館に係る部分は同年9月1日から、県営鳥取武道館、県営米子武道館及び県営倉吉武道館に係る部分は同年10月1日から施行することとした。

◇鳥取県統計調査条例施行規則

- 1 趣旨(第1条関係)

この規則は、鳥取県統計調査条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

## 2 定義（第2条関係）

この規則において使用する用語の意義は、次に定めるところによる事とした。

- (1) 人口移動調査 県民の出生、死亡及び移転の状況を把握し、市町村ごとの人口及び世帯数を推計するとともに、県の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。
- (2) 人口動態特別調査 市町村ごとの人口の変動の原因を把握し、県の人口施策、産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査
- (3) 鉱工業生産動態調査 鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。
- (4) 企業経営者見通し調査 事業主の景気及び企業経営に対する判断及びその見通しを把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。
- (5) 水産業経営調査 内水面漁業又は内水面養殖業の経営の実態を把握し、県民所得を推計するとともに、県の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

## 3 人口移動調査（第3条—第8条関係）

人口移動調査の実施に必要な次の事項を定める事とした。

- (1) 調査の期日
- (2) 調査の対象
- (3) 調査事項
- (4) 調査の方法
- (5) 結果の公表

## 4 人口動態特別調査（第9条—第15条関係）

人口動態特別調査の実施に必要な次の事項を定める事とした。

- (1) 調査の期日
- (2) 調査の対象
- (3) 調査事項
- (4) 調査の方法
- (5) 申告の義務
- (6) 結果の公表

## 5 鉱工業生産動態調査（第16条—第23条関係）

鉱工業生産動態調査の実施に必要な次の事項を定める事とした。

- (1) 調査の期日
- (2) 調査の対象
- (3) 調査事項
- (4) 調査員
- (5) 調査の方法
- (6) 申告の義務
- (7) 結果の公表

## 6 企業経営者見通し調査（第24条—第30条関係）

企業経営者見通し調査の実施に必要な次の事項を定める事とした。

- (1) 調査の期日
- (2) 調査の対象
- (3) 調査事項
- (4) 調査の方法
- (5) 申告の義務

- (6) 結果の公表
- 7 水産業経営調査 (第31条—第37条関係)  
水産業経営調査の実施に必要な次の事項を定めることとした。
- (1) 調査の期日  
(2) 調査の対象  
(3) 調査事項  
(4) 調査の方法  
(5) 申告の義務  
(6) 結果の公表
- 8 実地調査証 (第38条関係)  
知事の発行する職務に関する証票の様式を定めることとした。
- 9 施行期日  
この規則は、平成12年 4月 1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第16号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成11年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県知事の権限に属する事務のうち市町村等が処理する事務の範囲を定めるものとする。

(市町村等が処理する事務の範囲)

第2条 条例別表1の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則 (昭和62年鳥取県規則第56号) に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 第6条の規定による申請書の受理及び知事への送付  
(2) 第9条の規定による誓約書の受理及び知事への送付  
(3) 第12条の規定による借用証書の受理及び知事への送付  
(4) 第14条第2項の規定による申請書の受理及び知事への送付  
(5) 第15条第2項の規定による申請書の受理及び知事への送付  
(6) 第16条第1項から第4項までの規定による届出書の受理及び知事への送付

2 条例別表2の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則 (平成12年鳥取県規則第20号) に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 第6条の規定による調査票への記入
  - (2) 第12条の規定による調査票の配布、回収及び質問
  - (3) 第13条の規定による調査票の受理及び知事への送付
- 3 条例別表6の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 第2条第1項の規定による保護者承認申請書の受理及び知事への送付
  - (2) 第4条第1項の規定による加入等申込書の受理及び知事への送付
  - (3) 第5条の規定による加入等申込書及び申込者告知書の受理及び知事への送付
  - (4) 第10条第1項の規定による掛金減免申請書又は掛金納付猶予申請書の受理及び知事への送付
  - (5) 第10条第2項の規定による掛金減免（納付猶予）理由消滅届の受理及び知事への送付
  - (6) 第11条第1項の規定による年金支給請求書の受理及び知事への送付
  - (7) 第13条の規定による加入証書等再交付申請書の受理及び知事への送付
  - (8) 第14条第1項の規定による弔慰金支給請求書の受理及び知事への送付
  - (9) 第14条の2第1項の規定による脱退一時金給付請求書の受理及び知事への送付
  - (10) 第15条の規定による加入者脱退等届の受理及び知事への送付
  - (11) 第16条第1項の規定による届出又は報告の受理及び知事への送付
- 4 条例別表14の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第69号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 第3条の規定による申請書の受理及び知事への送付
  - (2) 第4条第3項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理及び知事への送付
  - (3) 第5条の規定による届出書の受理及び知事への送付
  - (4) 第6条第1項本文の規定による申請書の受理及び知事への送付
  - (5) 第7条本文の規定による申請書の受理及び知事への送付
  - (6) 第8条第2項の規定による申請書の受理及び知事への送付
  - (7) 第10条の規定による届出書の受理及び知事への送付
  - (8) 第13条の規定による申請書の受理及び知事への送付
  - (9) 第21条の規定による請求書の受理及び知事への送付
- 5 条例別表16の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県自然環境保全条例施行規則（昭和50年鳥取県規則第3号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 第13条第1項の規定による申請書の受理及び知事への送付
  - (2) 第20条第1項の規定による申請書の受理及び知事への送付
  - (3) 第33条第1項の規定による請求書の受理及び知事への送付
  - (4) 第34条第1項の規定による申出書の受理及び知事への送付
- 6 条例別表31の項に規定する規則で定める事務は、森林病虫害等防除法施行細則（昭和25年鳥取県規則第39号）第2条の規定による届出の受理及び知事への送付
- 7 条例別表47の項に規定する規則で定める事務は、土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第61号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 第2条第1項の規定による優良住宅認定申請書の受理及び知事への送付
  - (2) 第3条第1項の規定による優良住宅認定申請書の受理及び知事への送付
- 8 条例別表48の項に規定する規則で定める事務は、土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第60号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 第2条第1項の規定による優良宅地認定申請書の受理及び知事への送付
  - (2) 第6条第1項の規定による優良宅地証明申請書の受理及び知事への送付

- (3) 第7条の規定による宅地造成工事廃止届出書の受理及び知事への送付
- (4) 第8条の規定による地位承継届出書の受理及び知事への送付
- (5) 第10条第1項の規定による優良宅地認定申請書の受理及び知事への送付

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 市町村長に対する事務の委任に関する規則（昭和56年鳥取県規則第46号）
- (2) 広域連合の長に対する事務の委任に関する規則（平成10年鳥取県規則第1号）
- (3) 鳥取県婦人更生資金貸付規則（昭和33年鳥取県規則第12号）
- (4) 鳥取県福祉生奨学金貸与規則（昭和27年鳥取県規則第41号）
- (5) 鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和60年鳥取県規則第17号）
- (6) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則（昭和36年鳥取県規則第26号）
- (7) 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第87号）
- (8) 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業に係る事務の委任に関する規則（昭和56年鳥取県規則第29号）
- (9) 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業に係る事務の委任に関する規則（昭和58年鳥取県規則第55号）
- (10) 超短期重課税制度に係る良質住宅の認定に関する規則（平成元年鳥取県規則第4号）

(鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の日前にされた前項の規定による廃止前の鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）第2条第1項又は第3条第1項の規定による申請に対する許可については、旧規則第2条第2項及び第3条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部改正)

4 鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

(社会福祉事業法施行細則の一部改正)

5 社会福祉事業法施行細則（昭和27年鳥取県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を削る。

(災害救助法施行細則の一部改正)

6 災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「職権」を「事務」に、「第30条」を「第30条第1項」に、「に委任する」を「が行う」に改め、同条第2項中「委任された」を削る。

(鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

7 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第10条を削る。

別表第5を削る。

(鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規則の一部改正)

8 鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規則（昭和62年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県育成医療給付措置費負担命令規則

第1条中「医療給付等」を「育成医療の給付」に改める。

第2条第1項中「医療給付等の措置」を「育成医療の給付」に、「次条第1項の表上欄に掲げる措置」を

「児童福祉法第20条第1項の規定による育成医療の給付」に改め、同条第2項第1号中「医療給付等の措置」を「育成医療の給付」に改め、同条第3項中「医療給付等の措置」を「育成医療の給付」に改め、「(次条第1項の表第2号に掲げる措置については、当該措置が開始された年度とする。以下同じ。)」を削り、「次条第1項の表1号に掲げる措置」を「もの」に改め、同条第4項中「受託機関等」を「指定育成医療機関」に改め、「又は同法第21条の6第3項に規定する業者」を削る。

第3条第1項を次のように改める。

知事は、県が育成医療の給付を行う場合には、その被措置者等（そのいずれかが、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない場合に限る。）に対し、当該育成医療の給付が行われる月の末日（以下「支払期限」という。）までに、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（その額が当該育成医療の給付について県及び被措置者等がその指定育成医療機関に支払うべき費用の総額を超えるときは、当該費用の総額）を当該指定育成医療機関に支払うよう命ずるものとする。

第3条第2項中「前項の表第1号に掲げる措置」を「育成医療の給付」に、「受託機関等に通院させて行うものに係る同項の規定の適用」を「指定育成医療機関に通院させて行うもの」に、「同項の表第1号下欄」を「前項」に、「同表第2号(19)」を「同表3の項第19号」に改める。

第4条第1項中「医療給付等の措置」を「育成医療の給付」に、「前条第1項の表第1号に掲げる措置」を「当該育成医療の給付」に改める。

第5条第1項中「医療給付等」を「育成医療の給付」に、「受託医療機関等」を「指定育成医療機関」に改め、同条第2項中「医療給付等の措置」を「育成医療の給付の措置に要する」に、「受託機関等」を「指定育成医療機関」に改める。

第6条第1項及び第2項中「医療給付等の措置」を「育成医療の給付」に改め、同条第4項中「受託機関等」を「指定育成医療機関」に改める。

第7条中「医療給付等」を「育成医療の給付」に改める。

別表2の項第19号中「医療給付等の措置」を「育成医療の給付」に、「受託機関等」を「指定育成医療機関」に改め、同表中同項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 被措置者等の全員に基準年度の分の市町村民税が課税されていない場合	2,200円
------------------------------------	--------

様式第1号中「鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規則」を「鳥取県育成医療給付措置費負担命令規則」

に、

受託機関等
-------

を

指定育成医療機関
----------

に改め、注を次のように改める。

注1 「代理人」欄は、申告者に代わってその代理人が本書を作成した場合に記入すること。

2 「指定育成医療機関」の「備考」欄には、育成医療の給付を受けた者が通院している場合にあっては、その旨を記入すること。

3 税額、控除額及び減免額を確認することのできる書類を添付すること。

様式第2号中「鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規則」を「鳥取県育成医療給付措置費負担命令規則」

に、

受託機関等
-------

を

指定育成医療機関
----------

に改め、注を次のように改める。

注1 「代理人」欄は、申請者に代わってその代理人が本書を作成した場合に記入すること。

2 負担することができない理由を証する書類を添付すること。

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

9 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

(鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正)

- 10 鳥取県公害防止条例施行規則(昭和47年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第20条を削る。

(鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

- 11 鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16条第4号中「河川管理施設」の次に「(樹林帯を除く。)」を加える。

第35条を次のように改める。

(書類の提出部数)

第35条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、正副各1部を提出するものとする。

別表第1第1号ウ中「第2条第7項」を「第2条第1項第14号」に改める。

別表第2第7号イ中「第2項」を「第3項」に改め、同表第9号ア中「若しくは第2項」の次に「若しくは第25条の2第1項若しくは第2項」を加え、同号キ中「建設大臣の認可を受けた」を「建設大臣に協議し、その同意を得た」に改め、同表第10号中「若しくは第2項」の次に「若しくは第25条の2第1項若しくは第2項」を加える。

(鳥取県景観形成条例施行規則の一部改正)

- 12 鳥取県景観形成条例施行規則(平成5年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第31条の見出し中「等」を削り、同条中「、当該届出又は報告に係る特定行為又は大規模行為の場所を管轄する市町村長を経由して」を削る。

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

- 13 鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第7号中「第2条第9項」を「第2条第8項」に改める。

第22条を次のように改める。

(書類の提出部数)

第22条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、正副各1部を提出するものとする。

別表第1第1号キ中「河川管理施設」の次に「(樹林帯を除く。)」を加え、「又は第2項」を「又は第3項」に改め、同表第7号中「第11条第3項第10号」を「第11条第3項第9号」に改め、同表第8号ア中「建設大臣の認可を受けた」を「建設大臣に協議し、その同意を得た」に改め、同号ウ中「若しくは第2項」の次に「若しくは第25条の2第1項若しくは第2項」を加える。

別表第2第1号イ中「第47条第4号」を「第47条第2号」に、「丙種特殊索道」を「特殊索道のうち滑走式のもの」に改める。

(鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

- 14 鳥取県化製場等に関する法律施行細則(昭和59年鳥取県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

(主要農作物種子法施行細則の一部改正)

- 15 主要農作物種子法施行細則(昭和27年鳥取県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第6条の2第2項」を「第7条第2項」に改め、「その者の住所地を管轄する市町村長を経由して」を削る。

第3条中「第6条の2第3項」を「第7条第3項」に改める。

第5条中「第4条第6項」を「第4条第7項」に改める。



様式第1号中「第6条の2第2項」を「第7条第2項」に改める。

様式第3号の表面中「第6条の2第3項」を「第7条第3項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

主要農作物種子法（抜粋）

（審査）

第4条 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場については場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 ほ場審査及び生産物審査（以下本条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によって行う。

4 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該技術吏員に、審査をさせなければならない。

5 審査の基準及び方法は、農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県が定める。

6 前項の農林水産大臣が定める基準は、主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質を確保することを旨として定める。

7 第4項の規定により、審査を行う当該技術吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。

（原種及び原原種の生産）

第7条 都道府県は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならない。

2 都道府県は、都道府県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

3 第3条第2項の規定は前項の指定について、第4条から前条までの規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

（森林病虫害等防除法施行細則の一部改正）

16 森林病虫害等防除法施行細則（昭和25年鳥取県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村長を経由して」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

（土地譲渡益重課税制度、超短期重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部改正）

17 土地譲渡益重課税制度、超短期重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

題名中「、超短期重課税制度」を削る。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、租税特別措置法（以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ及び第63条第3項第5号イの規定に基づき知事が行う認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「法第28条の4第4項第5号イ、第31条の2第2項第7号ハ又は第63条第3項第5号イの規

定に基づく認定(次条から第8条まで及び第10条において「認定」という。)を「認定」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第7号ハ」を「第31条の2第2項第10号ハ」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を削り、第12条を第10条とする。

様式第1号中「(第2条、第10条関係)」を「(第2条、第9条関係)」に、「第28条の4第4項第5号イ、第31条の2第2項第7号ハ」を「第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ」に改め、「(同法第31条の2第2項第7号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供する優良な宅地)」及び「□□□-□□」を削り、「証紙ちょう付欄」を「証紙はり付け欄」に改め、同様式備考3を削る。

様式第2号中「(第28条の4第4項第5号イ、第63条第3項第5号イ、第31条の2第2項第7号ハ)」を「(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ、第63条第3項第5号イ)」に改め、「(同法第31条の2第2項第7号ハに規定する宅地の造成にあつては、住宅建設の用に供する優良な宅地)」を削る。

様式第3号中「第28条の4第4項第5号イ、第31条の2第2項第7号ハ」を「第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第10号ハ、第62条の3第4項第10号ハ」に改め、「□□□-□□」を削り、同様式備考を削る。

様式第7号中「様式第7号」を「様式第7号(第9条関係)」に、

「第28条の4第4項第5号イ・第28条  
第28条の5第2項第3号イ・第31条  
第63条第3項第5号イ・第63条第3  
第63条の2第3項第3号イ

の4第4項第7号イ  
の2第2項第7号ハ  
項第7号イ

を

「第28条の4第3項第5号イ  
第28条の5第2項第5号イ  
第62条の3第4項第10号ハ  
第63条第3項第5号イ

に改める。

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正)

18 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第4項第6号、第31条の2第2項第8号ニ」を「第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第11号ニ、第62条の3第4項第11号ニ」に改める。

第2条第1項中「第31条の2第2項第8号ニ」を「第31条の2第2項第11号ニ」に改める。

第3条第1項中「第28条の4第4項第6号」を「第28条の4第3項第6号」に改める。

第6条を削り、第7条中「(一団の宅地が2以上の市町村にわたる場合の副本の部数は、当該市町村の数に1を加えた数)」を削り、同条を第6条とする。

様式第1号中 「第28条の4第4項第6号  
第31条の2第2項第8号ニ  
第63条第3項第6号

を

「第28条の4第3項第6号  
第31条の2第2項第11号ニ  
第62条の3第4項第11号ニ  
第63条第3項第6号

に改め、「□□□-

□□」を削り、「証紙ちょう付欄」を「証紙はり付け欄」に改め、同様式備考6中「第31条の2第2項第8号ニ」を「第31条の2第2項第11号ニ」に、「第28条の4第4項第6号」を「第28条の4第3項第6号」に改める。

様式第2号中 「第28条の4第4項第6号  
第31条の2第2項第8号ニ  
第63条第3項第6号

を

「第28条の4第3項第6号  
第31条の2第2項第11号ニ  
第62条の3第4項第11号ニ  
第63条第3項第6号

に改め、同様式備

考2中「第31条の2第2項第8号ニ」を「第31条の2第2項第11号ニ」に改める。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第17号**

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 特別地方消費税（第44条―第49条の3）」を「第5節 削除」に改める。

第13条第3項及び第4項並びに第14条中「第122条の2第2項及び」を削る。

第2章第5節の節名を次のように改める。

第5節 削除

第44条から第49条までを次のように改める。

第44条から第49条まで 削除

第49条の2及び第49条の3を削る。

様式目次中「その2 納付（納入）書（ゴルフ場利用税（申告納入）、特別地方消費税（申告納入、申告納付）、軽油引取税（申告納入、申告納付）」を「その2 納付（納入）書（ゴルフ場利用税（申告納入）、軽油引取税

「第61号様式 更正決定通知書・納付（納入）書（ゴルフ場利用

税、特別地方消費税、軽油引取税、加算金）

8 特別地方消費税関係

第62号様式 削除

第62号様式の2 特別地方消費税納入申告書

第62号様式の3 特別地方消費税納期限の特例適用申請書

第62号様式の4 特別地方消費税納期限の特例指定通知書 を

（申告納入、申告納付）」に、第62号様式の5 特別地方消費税納期限の特例指定取消通知書

第62号様式の6 特別地方消費税の還付申請書

第62号様式の7 特別地方消費税の納入免除申請書

第62号様式の8 特別地方消費税納付申告書

第62号様式の9 削除

第62号様式の10 特別地方消費税特別徴収義務者の証

第63号様式 削除

9 自動車税関係

「第61号様式 更正決定通知書・納付（納入）書（ゴルフ場利用税、軽油引取税、加算金）

第62号様式及び第63号様式 削除

に、「10 鉦区

8 自動車税関係

税関係」を「9 鉦区税関係」に、「11 自動車取得税関係」を「10 自動車取得税関係」に、「12 軽油引取税関係」を「11 軽油引取税関係」に改める。

第1号様式の2その2備考中「、特別地方消費税」を削る。

第60号様式中 「年齢65歳以上の者」を

知的障害者			
精神障害者			
年齢65歳以上の者			
ねんりんピック等の出場選手			

に改める。

第61号様式備考中「、特別地方消費税」を削る。

第62号様式から第63号様式までを次のように改める。

第62号様式及び第63号様式 削除

附 則

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成9年鳥取県条例第18号）附則第3条第1項の規定により課する特別地方消費税については、この規則による改正前の鳥取県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

鳥取県市町村長等の事務引継規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第18号

鳥取県市町村長等の事務引継規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村長等の事務引継規則（昭和28年鳥取県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを削り、第6条中「代って事務の引継をしなければならない」を「代わって事務を引き継ぐものとする」に改め、同条第3号中「法第170条第4項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第170条第5項」に、「法第247条第5項」を「同条第6項」に、「代行する」を「代理する」に改め、同条第4号中「第247条第5項」を「第170条第6項」に、「代行する」を「代理する」に改め、同条を第2条とする。

第7条から第9条までを削り、第10条中「行わなければならない」を「行うものとする」に、「但し」を「ただし」に、「引継を行う場合においては、」を「引継ぎを行う場合は」に、「就任」を「の就任」に、「より行い」を「より」に改め、同条を第3条とする。

第11条を削り、第12条の見出し中「催告等」を「催告の報告」に改め、同条中「拒む者又は遷延する」を「拒み、又は引き延ばそうとする」に、「事由を具して知事に報告しなければならない」を「旨を知事に報告するものとする」に改め、同条を第4条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第19号

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則（平成10年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成10年6月」を「平成10年」に改め、第1号を削り、第2号中「平成9年3月」を「平成9年」に改め、同号を第1号とし、第3号中「昭和54年10月」を「昭和54年」に改め、同号を第2号とし、第4号ア中「及びカヌー艇庫」を「を除く。）、東郷湖カヌーセンター（カヌー艇庫）に改め、同号を第3号とし、第5号中「平成7年3月」を「平成7年」に改め、同号を第4号とし、第6号中「平成9年3月」を「平成9年」に改め、同号を第5号とし、第7号中「昭和47年7月」を「昭和47年」に改め、同号を第6号とし、第8号中「昭和39年3月」を「昭和39年」に、「鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館」を「鳥取県立武道館」に、「貸切り」を「専用利用」に改め、同号を第7号とし、第9号中「鳥取県営屋内プール」を「鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プール」に改め、同号ア中「プール」の次に「及び鳥取県営米子屋内プールのトレーニングホール」を加え、同号イ中「研修室」を「鳥取県営鳥取屋内プールの研修室」に改め、同号を第8号とし、第10号中「昭和56年3月」を「昭和56年」に改め、同号を第9号とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第8号の改正規定（「鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館」を「鳥取県立武道館」に、「貸切り」を「専用利用」に改める部分に限る。）は、同年9月1日から施行する。
- 2 平成12年9月30日までの間は、この規則による改正後のとっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則第7号中「鳥取県立武道館」とあるのは「鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館、鳥取県営倉吉武道館及び鳥取県立武道館」と、「専用利用」とあるのは「貸切り又は専用利用」とする。

鳥取県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第20号

鳥取県統計調査条例施行規則

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 人口移動調査（第3条—第8条）
- 第3章 人口動態特別調査（第9条—第15条）
- 第4章 鉱工業生産動態調査（第16条—第23条）

第5章 企業経営者見通し調査（第24条—第30条）

第6章 水産業経営調査（第31条—第37条）

第7章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「人口移動調査」とは、県民の出生、死亡及び移転の状況を把握し、市町村ごとの人口及び世帯数を推計するとともに、県の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

2 この規則において「人口動態特別調査」とは、市町村ごとの人口の変動の原因を把握し、県の人口施策、産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

3 この規則において「鉱工業生産動態調査」とは、鉱工業生産の動態を把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

4 この規則において「企業経営者見通し調査」とは、事業主の景気及び企業経営に対する判断及びその見通しを把握し、県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

5 この規則において「水産業経営調査」とは、内水面漁業又は内水面養殖業の経営の実態を把握し、県民所得を推計するとともに、県の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とした統計調査をいう。

第2章 人口移動調査

（調査の期日）

第3条 人口移動調査は、毎月末日現在において行う。

（調査の対象）

第4条 人口移動調査は、次に掲げる者について行う。

（1）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定による住民票の記載又は消除が行われた者

（2）外国人登録法（昭和27年法律第125号）第3条第1項の規定による登録の申請若しくは第8条第1項の規定による居住地変更の登録の申請又は第12条の規定による登録証明書の返納をした者

（調査事項）

第5条 人口移動調査は、次の表の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に定める事項について調査する。

出 生 者	性別及び日本人又は外国人の別
死 亡 者	性別、出生の年月及び日本人又は外国人の別
転 入 者	転入前の住所、性別、出生の年月及び日本人又は外国人の別
県外(国外を含む。)への転出者	転出先の住所、性別、出生の年月及び日本人又は外国人の別
世 帯	世帯数

（調査の方法）

第6条 人口移動調査は、知事が、市町村ごとに、調査結果を調査票に記入する方法で行う。

（結果の公表）

第7条 知事は、前条の調査票に基づき市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、人口移動調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 第3章 人口動態特別調査

(調査の期日)

第9条 人口動態特別調査は、毎月末日現在において行う。

(調査の対象)

第10条 人口動態特別調査は、住民基本台帳法第8条の規定による住民票の記載又は消除が行われる者のうち転入者及び転出者（以下「調査対象者」という。）について行う。

(調査事項)

第11条 人口動態特別調査は、調査対象者に係る次に掲げる事項について調査する。

- (1) 転入者にあつては転入前の住所、転出者にあつては転出先の住所
- (2) 年齢階層別男女別人数
- (3) 転入又は転出をする理由
- (4) 就業予定の職業
- (5) 転入者にあつては、10年以上本県に居住していた者の有無

(調査の方法)

第12条 人口動態特別調査は、知事が調査票を調査対象者に配布し、回収するとともに、質問する方法で行う。

(申告の義務)

第13条 調査対象者は、前条の調査票に記入し、知事に提出するとともに、同条の質問に答えなければならない。

(結果の公表)

第14条 知事は、第12条の調査票を集計し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、人口動態特別調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 第4章 鉱工業生産動態調査

(調査の期日)

第16条 鉱工業生産動態調査は、毎月末日現在において行う。

(調査の対象)

第17条 鉱工業生産動態調査は、日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）に掲げる大分類D一鉱業又は大分類F一製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。

(調査事項)

第18条 鉱工業生産動態調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 知事が別に定める品目ごとの生産数量、出荷数量及び在庫数量

(調査員)

第19条 知事は、鉱工業生産動態調査の事務に従事させるため、条例第4条の規定に基づき、鳥取県鉱工業生産動態調査員（以下「調査員」という。）を置く。

2 知事は、調査員に対し、様式第1号による鳥取県鉱工業生産動態調査員証を交付するものとする。

3 調査員は、その事務を行うときは、鳥取県鉱工業生産動態調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(調査の方法)

第20条 鉱工業生産動態調査は、調査員が調査票を調査事業所に配布し、回収するとともに、質問する方法で行う。ただし、この方法で行うことが困難であると認められるときは、調査票を調査事業所に郵送し、回収する方法で行う。

(申告の義務)

第21条 調査事業所の事業主は、前条の調査票に記入し、調査員又は知事に提出するとともに、同条の質問に答

えなければならない。

2 調査事業所の事業主が不在その他やむを得ない事由により前項の行為を行うことができないときは、当該調査事業所の従業員が事業主に代わってこれを行わなければならない。

(結果の公表)

第22条 知事は、第20条の調査票を集計して、鳥取県鉱工業指数を作成し、毎月及び毎年、速やかに公表するものとする。

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、鉱工業生産動態調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 第5章 企業経営者見通し調査

(調査の期日)

第24条 企業経営者見通し調査は、毎年2月1日、5月1日、8月1日及び11月1日現在において行う。

(調査の対象)

第25条 企業経営者見通し調査は、知事が別に定める方法により抽出した事業所（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。

(調査事項)

第26条 企業経営者見通し調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。

- (1) 名称、所在地及び事業の内容
- (2) 業界の景気動向の判断及びその見通し
- (3) 売上高の増減、その要因の判断及びその見通し
- (4) 売上高のうち輸出に係るものの割合
- (5) 経常利益の増減、その要因の判断及びその見通し
- (6) 日本標準産業分類に掲げる大分類F一製造業に属する事業所にあつては、生産数量の増減の判断及びその見通し
- (7) 日本標準産業分類に掲げる大分類F一製造業に属する事業所にあつては、生産設備の過不足の判断
- (8) 設備投資の実施状況及び実施予定
- (9) 日本標準産業分類に掲げる大分類F一製造業又は大分類I一卸売・小売業、飲食店のうち卸売・小売業に属する事業所にあつては、在庫水準の判断及びその見通し
- (10) 資金繰りの判断及びその見通し
- (11) 企業経営上の問題点

(調査の方法)

第27条 企業経営者見通し調査は、知事が調査票を調査事業所に郵送し、回収するとともに、質問する方法で行う。

(申告の義務)

第28条 調査事業所の事業主は、前条の調査票に記入し、知事に提出するとともに、同条の質問に答えなければならない。

2 調査事業所の事業主が不在その他やむを得ない事由により前項の行為を行うことができないときは、当該調査事業所の従業員が事業主に代わってこれを行わなければならない。

(結果の公表)

第29条 知事は、第27条の調査票を集計して、調査の期日の翌月に公表するものとする。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、企業経営者見通し調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 第6章 水産業経営調査

(調査の期日)

第31条 水産業経営調査は、毎年12月31日現在において行う。



(調査の対象)

第32条 水産業経営調査は、内水面漁業を営む者が組織する漁業協同組合及び内水面養殖業を営む者（以下この章において「調査事業所」という。）について行う。

(調査事項)

第33条 水産業経営調査は、調査事業所に係る次に掲げる事項について調査する。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 組合員数又は従業者数
- (3) 年間総漁獲高
- (4) 年間総販売量及び販売金額
- (5) 年間総費用
- (6) 年間設備投資額

(調査の方法)

第34条 水産業経営調査は、知事が調査票を調査事業所に配布し、回収するとともに、質問する方法で行う。

(申告の義務)

第35条 調査事業所の事業主は、前条の調査票に記入し、知事に提出するとともに、同条の質問に答えなければならない。

- 2 調査事業所の事業主が不在その他やむを得ない事由により前項の行為を行うことができないときは、当該調査事業所の従業員が事業主に代わってこれを行わなければならない。

(結果の公表)

第36条 知事は、第34条の調査票に基づき県民所得を推計し、毎年、速やかに公表するものとする。

(雑則)

第37条 この規則に定めるもののほか、水産業経営調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第7章 雑則

(職務に関する証票の様式)

第38条 条例第6条の知事の発行する職務に関する証票は、様式第2号によるものとする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

様式第1号 (第19条関係)

表 面

第 号

統 計 調 査 員 証

統計調査名 鳥取県鉱工業生産動態調査

任用期間 年 月 日から

年 月 日まで

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

年 月 日

鳥 取 県 知 事



裏 面

鳥取県統計調査条例 (抜粋)

第3条 知事は調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

第7条 調査の結果知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項についてはこれを他に漏らし又は窃用してはならない。

第8条 調査のために集められた調査票を、統計上の目的以外にこれを使用し又は使用させてはならない。

様式第2号 (第38条関係)

表 面

発給番号第	号		
年	月	日交付	
実 地 調 査 証			
職 名			
氏 名			
調査の名称			
職 務 期 間	年	月	日から
	年	月	日まで
調 査 目 的			
鳥 取 県 知 事			印

裏 面

鳥取県統計調査条例 (抜粋)

第6条 調査に従事する地方公共団体の吏員又は調査員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、知事の発行する職務に関する証票を示さなければならない。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

(3) 第6条の規定による調査資料を提出せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者